

あえへる

「ジェンダー」ってなあに???



「ジェンダー」とは、男女の生き方、役割、特性、関係性、性別分業などに関して、「こうあるべき」「こうあるのが自然」といったように、社会のなかで共有されている考え方や価値観、社会規範や社会意識などと、それらと関連して作りだされている社会制度や社会構造における性のありようをいいます。

ジェンダーの問題には、以下のようなものがあります。

「6歳未満の子どもがいる夫婦では、夫の家事・育児時間は妻の1/5程度という調査結果（内閣府男女共同参画局）」、「男は仕事をして家計を支えるべき」、「女性は感情的になりやすい」、「男の子は青、女の子はピンク」、「理系は男子、文系は女子というイメージ」、「技術家庭科での実習内容の無意識の棲み分け」、「管理職やリーダーは男性、サポートや補助的業務は女性が担当するという固定観念」、「面接での”結婚の予定は？”という不適切な質問」etc.

このような意識は、男女共同参画社会（＝男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会）の実現に向けた大きな障害の一つとなっています。

日本では、1999年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年「男女共同参画基本計画」を策定、2020年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されています。八尾市では、2021年3月に「第3次八尾市男女共同参画基本計画」が策定されています。男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会をめざしましょう。



2026年4月から
自転車にも交通反則通告制度が適用されます
(16歳以上の運転者が対象となります)

交通事故の原因となるような、悪質・危険な違反が対象です

自転車の交通違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であった場合、取締りの対象となります。自転車は、道路交通法上、軽車両に位置付けされており、「車のなかま」です。交通ルールを遵守し安全に利用しましょう。

交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）とは

交通反則通告制度とは、交通違反をした場合の手續を簡略化するための仕組みです。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理されます。この時、発行される交通反則通告書がいわゆる「青切符」と呼ばれます。

主な違反行為と反則金額（対象となる違反行為は100種類以上）

令和8年4月1日から適用 取締りの対象年齢は16歳以上 対象となる違反行為は100種類以上

- 携帯電話使用等(保持) 反則金 12,000円
- 遮断踏切立入り 反則金 7,000円
- 信号無視 反則金 6,000円
- 指定場所一時不停止等 反則金 5,000円

八尾市役所ホームページ

自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用について ➡



3月の人権カレンダー

- 3月8日 国際女性デー：1904年、ニューヨークで婦人参政権を求めたデモの日を起源とし、女性差別撤廃等を求め、国連によって1975年に制定された
- 3月21日 国際人種差別撤廃デー：アパルトヘイトによる人種差別抗議デモ隊への警察官が発砲し死者を出した事件の日由来
- 3月21日 世界ダウン症の日：21番目の染色体が2つではなく3つあることに由来
- 3月 自殺対策強化月間：いのちを守る自殺対策緊急プランで定められた

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている
人間として幸せに生きていくための権利です。



毎年3月は「自殺対策強化月間」です

身近な人の自殺を防ぐために。。。

「死にたい」は「死にたいほどつらい」のSOSサイン



自分の身近な人から「死にたい」と言われた時、多くの方は驚いて、「そんなバカなこと言わないで！」といった反応をしがちですが、否定的な言葉で相手の話を遮ったり、自分の経験や価値観を押しつけたりするのは禁物です。

相手が「死にたい」と言葉にしたら、「死にたいほどつらいんだね」とその気持ちを受け止めて、「でも私はあなたに死んでほしくない」とはっきりと伝えます。

それから相手のつらい気持ちを傾聴してください。話しているうちに相手が動揺しても慌てずに傾聴を続けます。ずっと抱えていたつらさや苦しさを打ち明けたことで、心が軽くなったり孤独感も和らぎます。

とはいっても傾聴した人がすべての問題を一緒に背負う必要はなく、下記の相談窓口に連絡して、専門的な対処へとつなぐことが大切です。そのときには、相手にも、下記の相談窓口を教えてあげてください。

相談先：八尾市こころといのちの相談 TEL072-994-0700

月～金曜：9時～17時（なお、月曜・木曜は20時まで開設しています）



給食川柳コンテスト

今年も決まりました♡

高美小学校、高美南小学校、高美中学校では、給食の時間や各教科の授業で楽しく食について学んでいます。その中で、中学校区の取り組みとして学校給食への興味・関心を高めるために、給食川柳コンテストを行いました。各校の受賞作品を紹介します。

高美小学校

- 【校長賞】ともだちと たべるたのしさ いちばんだ
- 【教頭賞】献立表 ずっと見てたら お腹がグー

高美南小学校

- 【校長賞】給食は みんなで食べる お楽しみ会！
- 【教頭賞】朝おきる 最初にみるのは こん立表

高美中学校

- 【校長賞】来る理由 そんなのひとつ 給食だ
- 【教頭賞】休み時間 ついつい見ちゃう 献立表



家庭用ごみ袋の配布について

ご家庭で使用していただく指定ごみ袋(4月～9月分)を、町会の班長や共同住宅の家主・管理人にお届けし、各家庭に配っていただきます。町会に未加入で、個人配布の登録をされている方には、指定袋の引き換えはがきが3月上旬に送付されます。各出張所・コミセン、市役所本館1階指定ごみ袋の配布窓口、循環型社会推進課(清掃庁舎内)でも受け取りができます。

連絡先 循環型社会推進課:072-924-3866



あなたのまちの健康相談

保健師が健康に関する様々な相談に応じます。

- 日時: **3月6日(金)**
- 対象: 18歳以上の八尾市民
- 場所: 安中人権コミュニティセンター
- 申込締切: **開催日の1週間前まで**
- 連絡先: 072-993-8600

(八尾市保健センター)

予約制

予約制! 無料!

無料法律相談のご案内

相続や離婚、交通事故や近隣とのトラブルなどでお悩みのことはありませんか。法律の専門家である弁護士が、日常のさまざまな法律問題のご相談に応じます。この機会を、ぜひご利用ください。

日時: **2月25日(水)、3月25日(水)** 午後2時～午後4時

場所: 安中人権コミュニティセンター

弁護士: 中村 和也 氏 (弁護士法人関・岸田・中村法律事務所)

申し込み: 一般社団法人やお座、安中支部 Tel. 929-8656 / 998-3127

安中人権コミセン事務所 Tel. 922-1491

安中人権コミセン相談室 Tel. 922-1892



～人権問題や生活などに関する困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください～

八尾市立安中人権コミュニティセンター

〒581-0085 八尾市安中町8-5-30

TEL 072(922)1491 または 072(922)1891 FAX 072(999)4626

ホームページ https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/4-3-0-0-0_4.html

八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp>